

いわた雇用奨励金



磐田市イメージキャラクター
ひっぴり ©磐田市

正社員を雇用すると20万円を支給！

磐田市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下における市内中小企業等の人材確保を支援し、市民の安定就労を促進するため、正規労働者を雇用した事業主に*いわた雇用奨励金*を支給します。
また、介護サービス提供事業主に採用された正社員には、*入社支度金*を支給します。

申請期限

雇入れの日から1月以内又は令和3年3月15日

※令和2年10月1日から令和3年3月15日までの正規採用が対象です

支給額

支給対象事業主	いわた雇用奨励金	入社支度金
中小企業事業主	対象労働者1人あたり20万円	—
介護サービス提供事業主	対象労働者1人あたり20万円	介護対象労働者に5万円

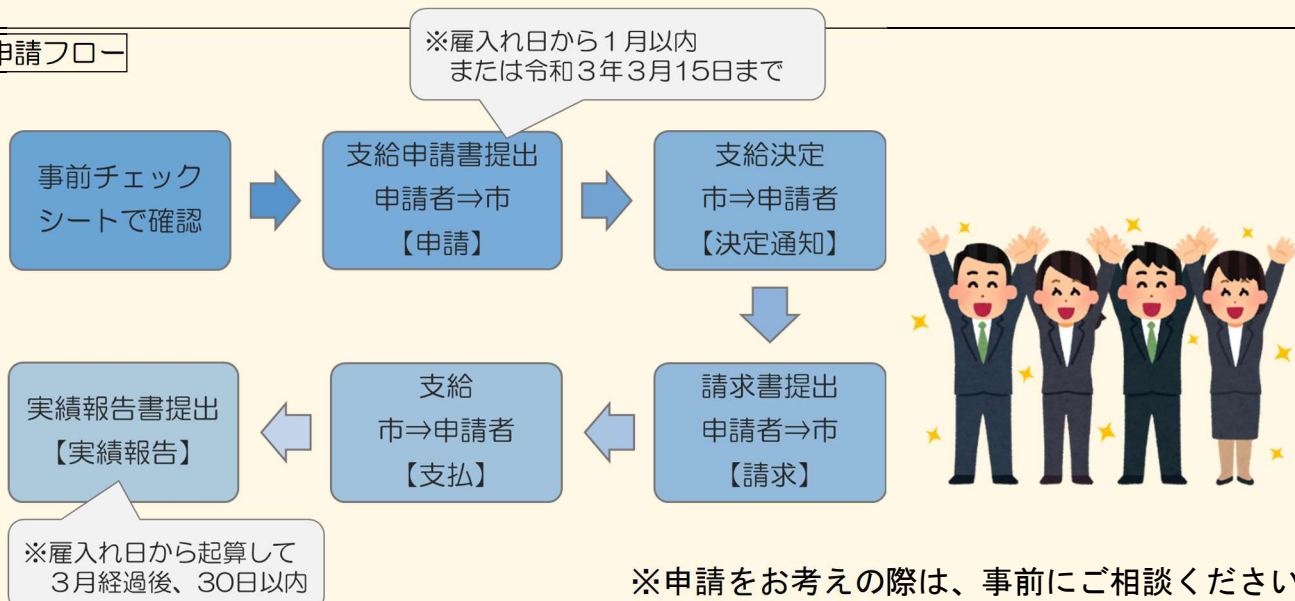
申請書類

- ① 奨励金支給申請書（様式第1号）
- ② 要件確認書（別様式）
- ③ 対象労働者の雇用契約書又は雇入れ通知書の写し
- ④ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
- ⑤ 市税の滞納がないことを確認できる書類（磐田市の市税完納証明）
- ⑥ 中小企業事業主であることを確認できる書類（業種、資本金、従業員数が確認できるホームページの写しなど）
- ⑦ その他市長が必要と認める書類



※3カ月後に実績報告が必要です

申請フロー



対象事業主

- ① 中小企業事業主（※¹）または介護サービス提供事業主（※²）であること
- ② 市内に事業所を有すること
- ③ 雇用保険適用事業所の事業主であること
- ④ 対象労働者の雇入れ日の前日から過去6月間に、事業主の都合による従業員の解雇をしていないこと
- ⑤ 市税の滞納がないこと
- ⑥ 対象労働者を3月以上雇用する見込みがあること

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象とはなりません。

- (1) 過去にこの告示による奨励金の支給の対象となった労働者を雇い入れる事業主
- (2) 雇入れ日の前日から過去1年間に、対象労働者と雇用、請負又は委任の関係にあった事業主、出向又は派遣の関係により対象労働者を事業所において就労させたことがある事業主及び資本的、経済的、組織的関連性等からみて密接な関係にある事業所から当該対象労働者を雇い入れる事業主
- (3) 対象労働者の雇用にあたり、国、県その他地方公共団体の制度により同種の補助金等の交付を受けている事業主
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業又は同法第33条第1項に規定する深夜における酒類提供飲食店営業の対象となる営業を営む事業主
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う事業主、(6) その他市長が不適当と認めるもの

対象労働者

- ア 正規労働者（※³）のうち、奨励金の申請の日において、市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている者
- イ 市内の事業所に勤務する者
- ウ 事業主の3親等以内の親族でない者

※¹ 中小企業事業主とは・・・

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、常時使用する従業員の数が100人（小売業を主たる事業とする事業主については50人）以下であること

※² 介護サービス提供事業主とは・・・

介護サービス事業所（※⁴）又は介護施設等を運営する事業主であって、資本金の額又は出資の総額が3億円以下で、かつ、常時使用する従業員の数が100人以下であって、介護対象労働者（※⁵）を雇用する事業主

※³ 正規労働者とは・・・

事業主に直接雇用される雇用期間の定めのない方であって、雇用保険の一般被保険者であり、雇用される事業所において、正規雇用契約を締結し、その処遇を受ける方

※⁴ 介護サービス事業所とは・・・

訪問系・通所系・短期入所系・多機能型サービス事業所をいう

※⁵ 介護対象労働者とは・・・

対象労働者のうち、介護サービス提供事業主に雇用され、かつ、介護に携わる方で、市長が別に定めるもの

<問合せ先・申請先>

磐田市 産業部 経済観光課 雇用促進グループ

〒438-8650 磐田市国府台3-1

磐田市役所西庁舎1階

TEL：0538-37-4819 FAX：0538-37-5013

サイト内検索 ページ番号検索 検索の使い方

ページ番号は半角数字7桁で入力してください。

1008792 表示

磐田市公式ホームページもご覧ください